

田原本町補助金等適正執行調査委員会
調 査 報 告 書

田原本町補助金等適正執行調査委員会

1. 委員会の設置目的

当委員会は田原本町地域子育て支援拠点事業委託料に係る事案及びその他の委託事業や補助事業についても、事務処理を含めた町のチェック方法やその体制等について検証を行い、またその責任の所在も明らかにし、今後二度とこのような事件が起こらないように、田原本町附属機関に関する条例第1条の規定に基づき、「田原本町補助金等適正執行調査委員会」を設置するものである。

2. 委員の構成

役 職	氏 名	経 歴 等
委 員 長	いのうえ なおはる 井上 直治	弁護士
委員長職務代理者	にし やすひろ 西 育良	公認会計士
委 員	たかつ よしお 高津 融男	奈良県立大学准教授
委 員	なら ひろし 檜 宏	公募 前田原本町監査委員
委 員	はたなか むねかず 畠中 宗一	公募 関西福祉科学大学教授

3. 愛和会を取り巻く事件等の経緯

田原本町の実施する「地域子育て支援拠点事業」を受託した社会福祉法人「愛和会」が報告書類として偽造した領収書（3通、約46万8千円）を町に提出したとして、有印私文書偽造・同行使容疑で平成28年11月20日から翌月2日までに元理事長等が奈良県警に逮捕された事件を受けて、町が地域子育て支援拠点事業委託料に係る事案、その他補助金等の事務処理の適正性等について検証を行うために、田原本町附属機関に関する条例に基づき、法律や会計に関する識見者、学識経験者、公募による者の計5人の委員構成からなる「田原本町補助金等適正執行調査委員会」を設置した。

その後、前副町長が、平成27年5月に要綱を改正して保育園運営費の2歳未満児保育事業及び特別支援保育事業補助金を増額する見返りに、愛和会の元理事長からの借金を一部免除（42万円）されたとして、平成29年3月15日に収賄容疑で起訴され、元理事長も贈賄容疑で同日起訴された。

さらに、平成25年度の宮古保育園増改築補助金の増額に絡み、交付要綱を制定し、町独自で約1億円の補助金を交付する見返りに、元理事長から軽自動車1台約56万円相当を2万円で譲り受けたとして、平成29年3月31日付で前副町長が収賄容疑で追起訴された。

なお、愛和会元理事長と前副町長については、現在も引き続き公判中であり、今後その中で詳細が明らかになると考えられる。

4. これまでの委員会の審議事項等

当委員会は、これまで計7回にわたり当該事業に係る事案及びその他補助金等の執行の適正性等について検証を行い、本事件の起こった背景や愛和会の体制、町の補助金執行等のチェック体制等を審議し、他の委託事業や補助事業についても、再発防止に向け、適正に補助金等を執行するための対策について検討を重ねてきた。

その中で、愛和会の当時の理事長を含む3名の法人関係者から、法人の理事会の開催数、各人の愛和会への関与度、理事の体制等の説明を受けたが、理事会については、事件後は月1回以上開いているが事件前は年に2、3回程度の開催であった。また、理事全員が元理事長の親族又は知人で固められ、町との折衝も元理事長が行っていた。このようなことから、元理事長は理事長職を退いて顧問になってからも法人の運営にかなり影響力があったようである。

事件に関与した者の進退については、元理事長（顧問）、事務長、総務部長、宮古園長は退職しており、町と愛和会との関係については、町の指導助言を仰ぎながら連携し、サービス低下にならないよう、また、今後、コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守の意識を高め、再発防止に取り組むとのことであった。

その後、愛和会においては、平成29年4月中に理事6人全員が交代し、組織が刷新され、社会福祉法改正で平成29年4月から必置となった評議員会が愛和会の理事の選任・解任を行えることにより、一層の改善に繋がると思われる。

地域子育て支援拠点事業は、平成9年から愛和会に委託しており、業者選定の入札は行われていなかった。それに係る実施要綱、委託契約書、平成27年度事業の実績報告の経緯、他の事業に係る町補助金等の執行体制の説明では、平成28年1月に就任された現森町長が、実績報告書の説明書類不足を指摘するまでは、領収書の添付を義務づけず、事業者が保管しているが、町独自の実施調査は行っていなかった。

また、前副町長と補助金の受給団体の代表者である元理事長が不透明な接触を重ねていたこと、職員に付け届けをしていたことについて、このようなことを職員が疑問に思わない町の組織体質や癒着構造があり、このままでは、今後も新たな不当要求行為等が懸念される場所である。

町には、特別職を対象とした政治倫理条例はあるが、一般職の職員を対象とした倫理規程がないとのことで、働きかけや心付け等があっても断ることができる倫理規程の制定や、口利きや要望・要求等を受けた際には、その内容を書面化する制度の実施が必要と指摘した。

次に、補助事業の一覧表の提出を受け、運営補助と事業補助の違いや事業報告のチェック体制について確認したところであり、適正なルールが必要である。

また、補助金等事務手続ガイドラインについて、補助金執行に関するチェックリストを作成し、審査時に活用することや、チェック体制として、第三者を含めた仕組みを入れることや、抜き打ち調査などを行うことが考えられる。

また、毎年同じように委託が受けられると受託側は慢心するので、緊張感を持つように、毎年契約を行うこと等が必要である。

5. 総括（まとめ）

当委員会において、補助金等の執行の適正性について検討し、意見を重ね、一定の結論を得たところであるが、元理事長及び前副町長が絡む一連の事件が起きた背景は長年の委託・交付先であった愛和会と町との馴れ合いに因るものであると思われる。

また、一者に対する契約になると競争原理が働かず、事業改善や発展に対する努力がなされなくなり、事業の質が悪くなりやすい。町のチェック体制を強化し緊張感を持って事業にあたらせるようにしなければならない。

地域子育て支援拠点事業に関して偽造領収書を提出した不正行為は、愛和会が町との長年の馴れ合いの関係を悪用したことが大きな要因である一方、町においても、当該事業の実施を委託する場合は運営委託料として事業経費を受託者に支払うこととなっているところ、経費内訳の大半が人件費のため全額を概算払の方法で支払っていたこと、また、事業経費については帳簿を備え、収入及び支出の状況を明らかにしておかねばならないこととなっているところ、実際、平成9年度以降平成27年度までの間に事業実績報告時に領収書の添付を求めず、また、愛和会も残額が発生しないような報告書で行っていたこと等から町のチェック体制が機能していなかった。中でも特に担当の管理職が事業の内容について把握しておらず、また事業内容の検証や見直し、現地調査もまったく行ってこなかった無責任な対応があった。補助金の支出に対し担当課は無論のこと財政課や会計課においても事業内容や添付書類等の点検が可能であり、これらの決裁過程で多くの職員のチェックの甘さや無責任といったことも要因として考えられ、早急な改善が求められる。

次に、補助金対象事業には、運営補助と事業補助の2つがあり、運営補助は、団体等の運営費に対しての補助金であり、実績報告は、運営全般に係る領収書が多量になるため、全ての提出までは受けていないとのことである。ただし、各種団体については総会報告時に監査を行ってお

り、監査資料または総会資料の提出により確認している。また、事業補助については、団体等に対しての補助金であり、実績報告は、その性質から事業に係る領収書の提出を受けてチェックしているが、補助事業毎に適正に処理されているかの確認をルール化する必要がある。

これらを踏まえ、当委員会は、町に対し改善すべきものとして、大きく3点挙げた。

① 職員倫理の規程の制定

町職員が愛和会の元理事長から付け届けを受けていたが、当委員会から指摘もしたことから、町は利害関係者との接触や中元・歳暮等の物品、金品を受けること等を禁じた田原本町職員倫理規程を5月1日に施行し、職務の執行の公正性が確保されるところである。

この規程の目的としては、職員が職務内外において、常に自覚しなければならない公務員倫理の確立及び保持に関し必要な事項を定めることにより、職務執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する町民の信頼を確保することであり、対象者として、特別職である副町長、教育長及び一般職を含まれるものである。

また、禁止行為として、利害関係者から餞別、祝儀、香典等の金銭、物品の贈与を受けることや、供応接待を受けること、旅行(公務を除く)、遊技又はゴルフをすること等となっており、一般職がこの規程に違反した場合は、地方公務員法上の懲戒処分等の対象となる。

② 補助金等の適正な事務処理に係るガイドラインの策定

補助金の執行を適正に行うため、田原本町補助金交付規則に加えて、補助金の交付の手続に関する事項やその他補助金に係る基本的事項を規定し、補助金の公益性・公平性を保ち、補助事業を進める有効性を確保し、補助対象や補助金額等の適格性を担保することで、町予算の執行

及び補助金の事務手続を適正化することを目的とし、各手続段階における注意点や、審査時に審査すべき項目を具体化して示すほか、次の事項を含めたガイドラインを策定すべきである。

- ・ 審査及び決裁段階においては、当該補助金の担当者だけでなく、複数人でチェックを行う
- ・ 各手続段階における審査については書類審査だけではなく、必要に応じ、現地調査を行う
- ・ 補助対象となる経費について、要綱に具体的に記載する
- ・ 実績報告時には領収書等の証憑書類の添付を求める
- ・ 支払い方法については、概算払ではなく精算払いを原則とする
- ・ 審査にあたって使用できる、チェック項目表を用いる

以上のような点を踏まえることで、事務手続の適正化が図られるものとする。

この他、抜き打ち調査の実施も求められる。また、委託金、補助金の有効性（補助の目的は明確か、目的達成のための事業内容か、補助の効果はあるのか）の審査は、職員では困難であることから、職員以外の専門家等の第三者を活用したチェックが必要であるとする。

③ 法令遵守等の制度化

町は様々な意見や要望などを積極的に受け止め、町政の運営に生かすだけでなく、公正な職務執行を確保するため、職員倫理の遵守と、不当な事実は隠さないことを基本に内部公益通報や、不当な要求行為等の防止として職員が受けた要望などを記録に残し、その概要を公表するといった制度に取り組み、法令遵守の徹底と町政の信頼回復を図るべきである。

なお、地域子育て支援拠点事業に係る委託料及び保育所運営費補助金については、過去も含めて十分に精査し、不適正な支出であると判明した分については愛和会に対し返還請求をすべきである。

また、町の組織風土や不十分なチェック体制など不適正な事務処理手続に至った行政の執行責任が大いにある。

今後は、町長を始めとし職員全てが、再発防止に力を入れ、町民等の信頼を早期に回復し、行政運営を行うよう期待するとともに、常に危機意識を持って対応すべきである。

以上、提言し当委員会の報告とする。

平成29年7月12日

田原本町補助金等適正執行調査委員会

委員長 井上 直治

委員長 西 育良

職務代理者

委員 高津 融男

委員 檜 宏

委員 畠中 宗一